

令和8年4月23日

お知らせ

課名	福祉企画課
担当	中原・井上
内線	3215・3216
直通	086-226-7316

令和8年度岡山県社会福祉審議会を開催します

社会福祉に関する審議等を行う岡山県社会福祉審議会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和8年4月30日（木） 14：00～16：00

2 場 所

岡山県庁3階大会議室（岡山市北区内山下2-4-6）

3 議事内容

- （1）委員長の選任等について
- （2）岡山県社会福祉審議会運営規程の改正について
- （3）令和8年度重点施策及び主要事業について

4 委 員

別紙委員名簿のとおり

5 会議の公開等

- ・会議は公開として傍聴席を設けますので、傍聴を希望される方は、受付時間（13：30～13：50）に会場にお越しくください。
- ・傍聴の受付は先着順に行い、定員（10名）に達し次第終了します。
- ・詳細は、別紙会議傍聴要領を御確認ください。

岡山県社会福祉審議会委員名簿

(任期：令和8年4月1日～令和11年3月31日)

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
あしほ けんじ 足羽 憲治	岡山県社会福祉協議会 会長	
たかやま しなこ 高山 科子	岡山県民生委員児童委員協議会 会長	
けもり ゆたか 家守 豊	岡山県身体障害者福祉連合会 副会長	
あかざわ ひろふみ 赤澤 啓史	旭川荘療育・医療センター 院長	
はなふさ きょうこ 花房 恭子	はばたけ未来の私 理事	
おかざき ふみよ 岡崎 文代	岡山県愛育委員連合会 会長	
どうぜん たかし 同前 隆志	岡山県保育協議会 副会長	
ひらまつ みゆ紀 平松 美由紀	姫路大学教育学部こども未来学科 教授	
はぎの みちこ 萩野 美智子	NPO法人岡山県里親・里子を支える会 理事長	
つかはら ひろかず 塚原 宏一	川崎医科大学総合医療センター 小児科 特任教授	
きし よしき 来住 由樹	岡山県精神科医療センター 院長	
てらやま みちよ 寺山 倫代	弁護士	
たの しょういちろう 田野 洋一郎	くらしき作陽大学子ども教育学部 専任教授	
まつやま まさはる 松山 正春	岡山県医師会 会長	
にのみや かずえ 二宮 一枝	岡山県看護協会 会長	
おかの しげかず 岡野 茂一	岡山県手をつなぐ育成会 副会長	
おくら ひろとし 小倉 博俊	岡山県町村会 会長	
くりやま やすひこ 栗山 康彦	岡山県市長会 会長	
あかはたけ こういちろう 赤畠 耕一路	岡山県社会福祉法人経営者協議会 会長	
まつお まさのり 松尾 政典	山陽新聞社 監査役	
にき たけし 仁木 壯	社会福祉法人旭川荘 特別顧問	
まつしま こういち 松島 幸一	岡山県議会議員	
くむら あつし 口村 淳	岡山県立大学保健福祉学部 准教授	
さとう ちづこ 佐藤 千津子	岡山県愛育委員連合会 副会長	
おおしま 浩一 大島 浩一	元国立病院機構岡山医療センター 眼科医師	臨時委員
にしぎき かずのり 西崎 和則	岡山協立病院 嘱託	臨時委員
とくひろ あきひろ 徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター 名誉院長	臨時委員
はまだ まさのり 濱田 全紀	岡山大学病院総合リハビリテーション部 講師	臨時委員
ながせ さとし 永瀬 聡	川崎医科大学総合医療センター内科部長	臨時委員
わだ じゆん 和田 淳	岡山大学医学部長	臨時委員
おだ めぐみ 小田 慈	岡山大学 名誉教授／新見公立大学 副学長	臨時委員
にぐま たけふみ 仁熊 健文	岡山済生会総合病院院長	臨時委員
はぎや ひではる 萩谷 英大	岡山大学学術研究院 医療開発領域 感染症内科 准教授	臨時委員
ひご ひさお 肥後 寿夫	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 助教	臨時委員
いけだ ふさお 池田 房雄	岡山済生会総合病院 診療部長	臨時委員
かみおか ひろし 上岡 寛	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授	臨時委員
たかぎ のりひこ 高木 紀彦	岡山県薬剤師会 副会長	臨時委員
とうじょう みつひこ 東條 光彦	岡山大学 名誉教授	臨時委員
おぼた ちはる 小畑 千晴	岡山県立大学保健福祉学部准教授	臨時委員
やまのい ひさみ 山野井 尚美	山陽学園大学看護学部看護学科 教授	臨時委員
なかつか みきや 中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科 教授	臨時委員
ふく ちまこ 福 知栄子	元中国学園大学子ども学部 教授	臨時委員

別紙

岡山県社会福祉審議会 会議傍聴要領

岡山県社会福祉審議会の会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数をもって非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は10名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、10名以内であっても傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。
- (3) 傍聴の受付は、開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い、傍聴席に着席してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携行している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると委員長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、会場内において次のことをしてはいけません。

- (1) 開議後、みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯用電話装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の支障となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。